

第9回法整備支援連絡会資料

平成20年1月18日(金)
大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
法務省赤れんが棟3階 共用会議室

ページ

| | | |
|---|--|-----|
| 1 | プログラム | 100 |
| 2 | 出席者名簿 | 102 |
| 3 | 講演レジュメ及び添付資料 | |
| | ・稲葉一生 「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」 | 105 |
| | ・佐藤直史 「JICAの法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」 | 112 |
| | ・三浦朱美 「アジアを中心とした制度インフラ整備について」 | 126 |
| | ・松元秀亮 「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」 | 131 |
| | ・松嶋希会 「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」 | 135 |
| | 「『ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト』について」 | 140 |
| | 「ウズベキスタンで本配り」 (ICD NEWS 第33号抜粋) | 142 |
| | ・森永太郎 「JICA ベトナム法整備支援フェーズⅢ (2003/07/01～2007/03/31) 『成果物の普及』について」 | 152 |
| | 「JICA 事業事前評価表 (技術協力プロジェクト) : ベトナム法整備支援プロジェクト (フェーズ3)」 | 156 |
| | ・上原敏夫 「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」 | 160 |
| | 「JICA 事業事前評価表 (技術協力プロジェクト) : カンボジア法制度支援プロジェクト (フェーズII)」 | 161 |
| | ・宮崎朋紀 「RSJP 民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」 | 164 |
| | ・矢吹公敏 「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」 | 170 |
| | 「日本弁護士連合会の国際司法支援活動の取組について (2007年度)」 | 173 |

| | |
|----------------------------|-----|
| (別紙1 「日弁連の国際交流・国際協力活動鳥瞰図」) | 178 |
| 別紙2 「日弁連と海外弁護士会との友好協定等」) | 179 |

4 資料

| | |
|---|-----|
| ・田中嘉寿子「法整備支援活動における成果物の普及活動について」 (付：「成果物及び普及活動」一覧表) | 180 |
| ・法整備支援活動年表 | 227 |
| ・ICD NEWS目次抜粋(法整備支援連絡会の特集記事一覧) | 230 |

◇◇ 第9回 ◇◇
法整備支援連絡会

Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field

- 日 時 2008年1月18日(金) 11:00～18:00
- 会 場 (大阪)大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
〒553-0003 大阪市福島区福島1-1-60
TEL 06-4796-2153, 2154 FAX 06-4796-2157
(東京)法務省赤れんが棟3階 共用会議室
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL 03-3592-7754(企画課) FAX 03-3592-7753
- 主 催 法務省法務総合研究所
独立行政法人国際協力機構 (JICA)
- 後 援 最高裁判所
日本弁護士連合会
日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所
財団法人国際民商事法センター

プログラム (編集注：肩書きは、開催日現在のものです。)

11:00～11:15 開会あいさつ

小貫 芳信 法務総合研究所長

酒井 利文 独立行政法人国際協力機構(JICA)大阪国際センター所長

11:20～11:40 講演「JICAの法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」



佐藤 直史

JICA 国際協力専門員
弁護士

11:40～12:00 講演「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」



稲葉 一生

法務総合研究所国際協力部長

12:00～12:20 特別講演「アジアを中心とした制度インフラ整備について」



三浦 朱美

経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課経済協力専門官

12:20～12:50 質疑応答

12:50～14:00 昼食休憩 (質問票提出)

14:00～14:20 報告「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」



松元 秀亮

JICA ラオス事務所所員

14:20～14:40 報告「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」



松嶋 希会

元 JICA ウズベキスタン長期派遣専門家
弁護士

14:40 ~ 15:00 報 告「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」



森永 太郎

元 JICA ベトナム長期派遣専門家
東京地方検察庁検事

15:00 ~ 15:20 報 告「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」



上原 敏夫

一橋大学大学院法学研究科教授
JICA カンボジア法制度整備支援プロジェクト民事訴訟法部会部会長代理

15:20 ~ 15:40 報 告「RSJP 民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」



宮崎 朋紀

法務総合研究所国際協力部教官

15:40 ~ 16:00 報 告「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」



矢吹 公敏

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長
弁護士

16:00 ~ 16:15 休 憩（質問票提出）

16:15 ~ 17:40 質疑応答・自由討論

17:40 ~ 17:50 所 感



桑島 京子

JICA 社会開発部第一グループ長

17:50 ~ 17:55 後援者あいさつ

原田 明夫

財団法人国際民商事法センター理事長

17:55 ~ 17:58 閉会の辞

稲葉 一生

法務総合研究所国際協力部長

18:00 閉 会

18:40 ~ 懇談会（24階レストラン「なごみ」）

法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題

平成20年1月18日

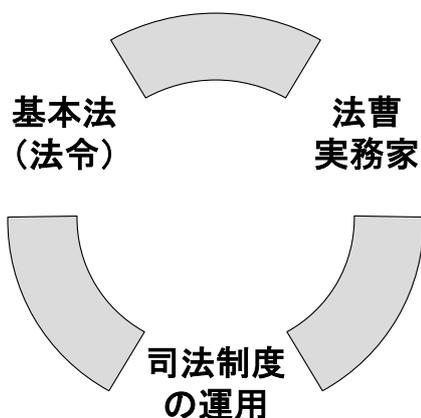
法務省

法務総合研究所

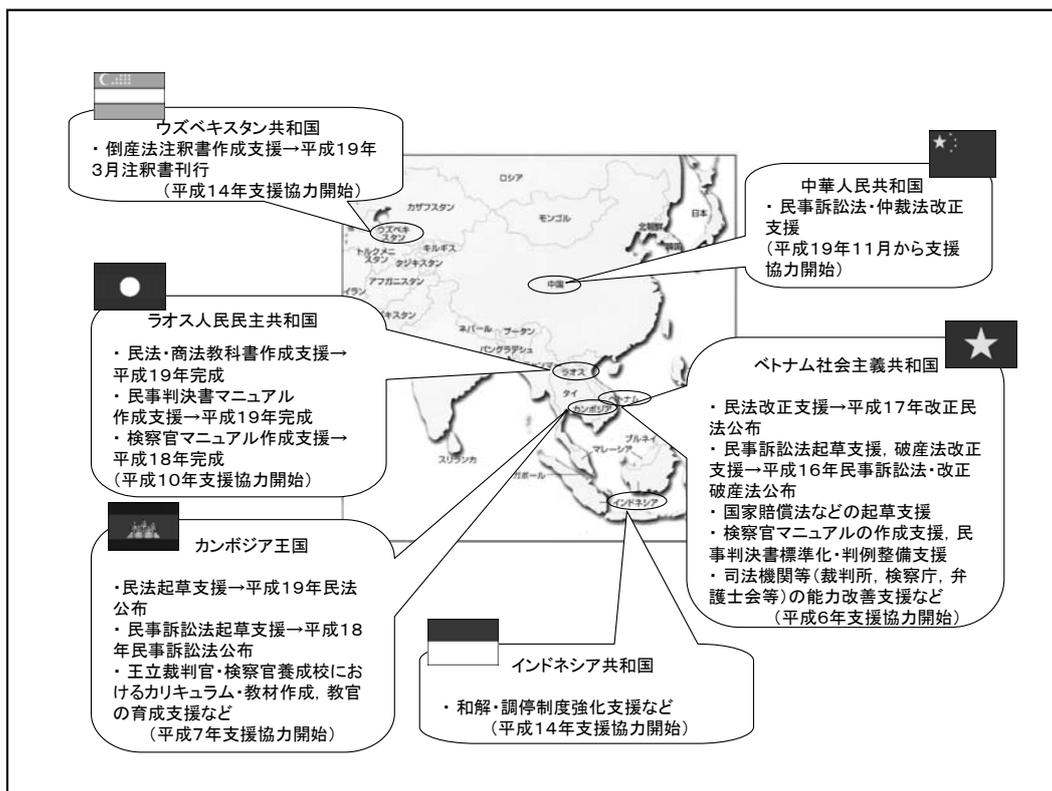
国際協力部 部長

稲葉一生

法務省による法整備支援とは



- ・ 基本法令の起草支援
- ・ 制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援（キャパシティ・ビルディング）
- ・ 法曹実務家の人材育成

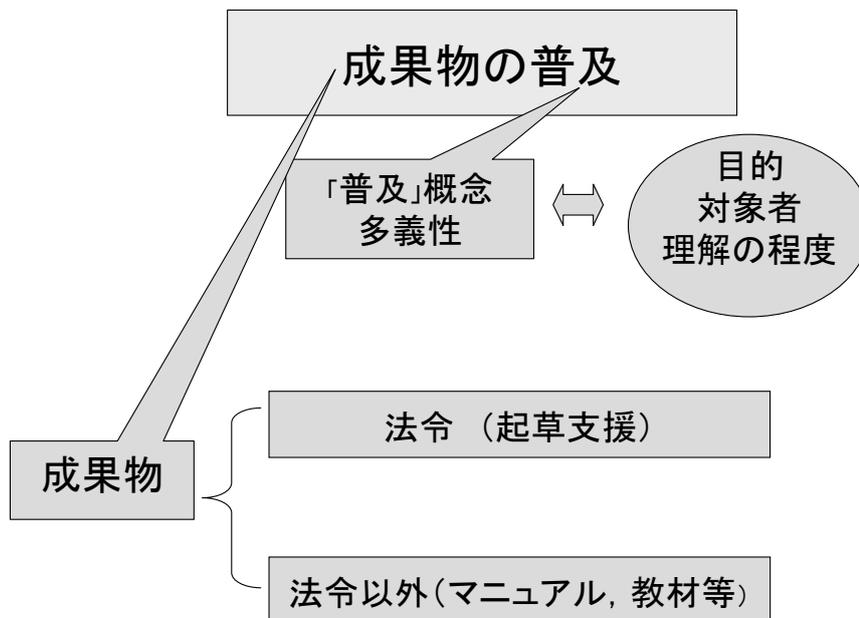


| | 種類 | 支援対象国 | CP |
|---------|--------------------------------------|-------------|---------|
| 法令起草支援 | 【手続法】民事訴訟法, 人事訴訟法等 | カンボジア | 司法省 |
| | 民事訴訟法・破産法 | ベトナム | 最高裁 |
| | 【実体法】民法 | カンボジア・ベトナム | 司法省 |
| 法令関係 | 法令集 | ラオス | 最高裁 |
| | 法令データベース | ラオス | 司法省 |
| 判例関係 | 判例制度研究書 | ベトナム | 最高裁 |
| 執務マニュアル | 検察官マニュアル 判決書マニュアル 弁護士ハンドブック | ラオス・ベトナム | 検察院 |
| | | ラオス・ベトナム | 最高裁 |
| | | カンボジア | 弁護士養成校 |
| 教材関係 | カリキュラム, 模擬記録 司法修習生向け各種教材 | カンボジア | 裁判官等養成校 |
| | | カンボジア, ベトナム | 国家司法学院 |
| 教科書 | 民事訴訟法要説・強制執行法要説 民法教科書 | カンボジア | 司法省 |
| 注釈書 | 民事訴訟法逐条解説・民法逐条解説 企業法注釈書 倒産法注釈書 | カンボジア | 司法省 |
| | | ラオス | 司法省 |
| | | ウズベキスタン | 最高経済裁判所 |
| 広報ツール | パンフレット, 広報用DVD | インドネシア | 最高裁 |

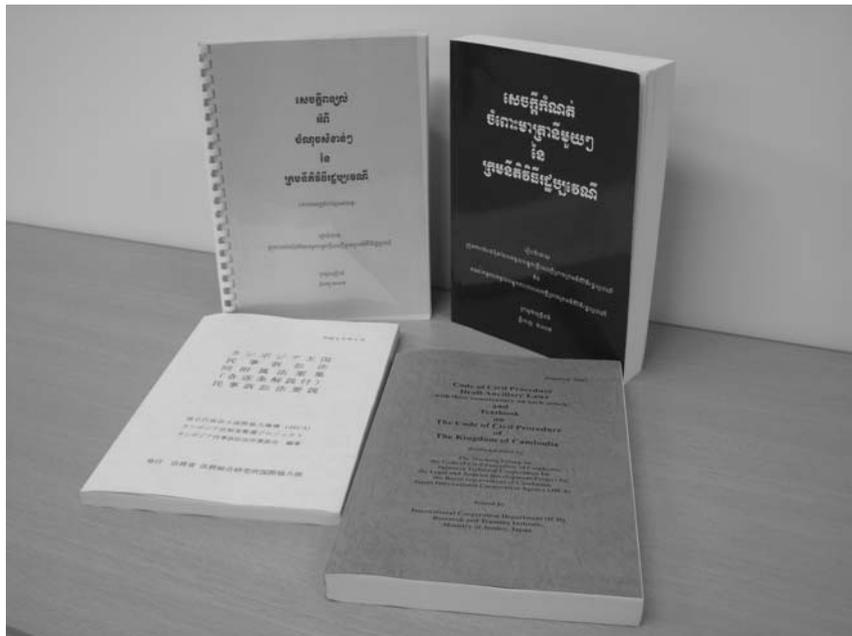
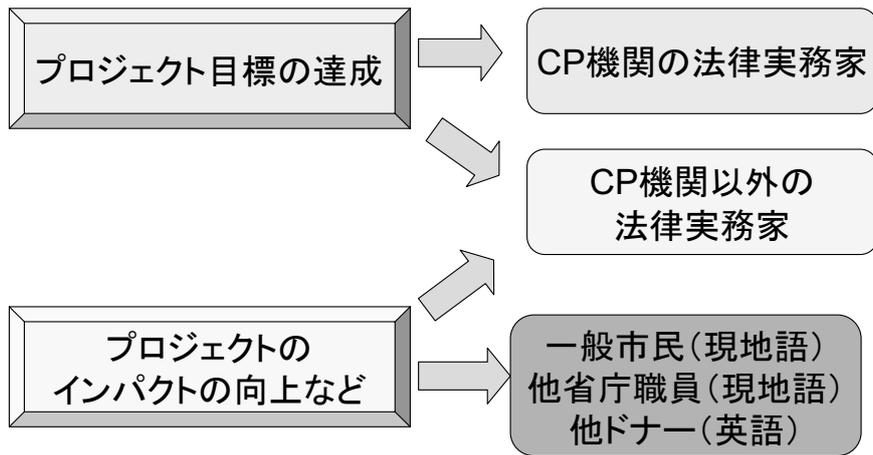
法整備支援の成果物の普及の基本方針

支援対象国の主体性・自主性の尊重
中長期的視点・自立発展性重視

目的: 真に実務が機能する司法制度の整備を支援
実務への普及・定着重視



普及活動の目的とその対象者



「普及」: 理解度のレベルの違い

- 第1段階 成果物の存在を知らせる
- 第2段階 成果物を入手できる状態にする
- 第3段階 成果物の内容の概要を知らせる
- 第4段階 成果物の内容を理解させる
- 第5段階 その内容に従って実務を運用可能にする
- 第6段階 成果物を自ら改訂できるようにする

普及活動の課題 1

【計画段階】

どの段階までの普及を目指すべきか

相手国のニーズ
対象層とそのレベル

日本側の人材
予算等

プロジェクト期間
活動の難易度
他ドナーとの関係等

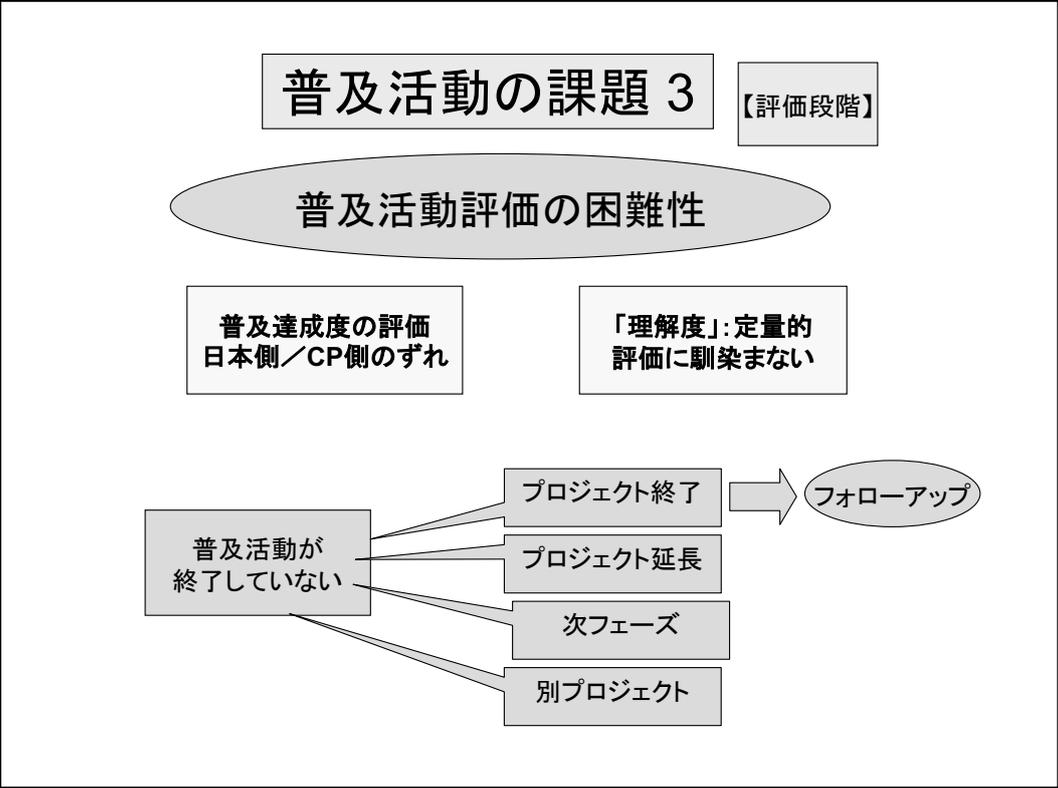
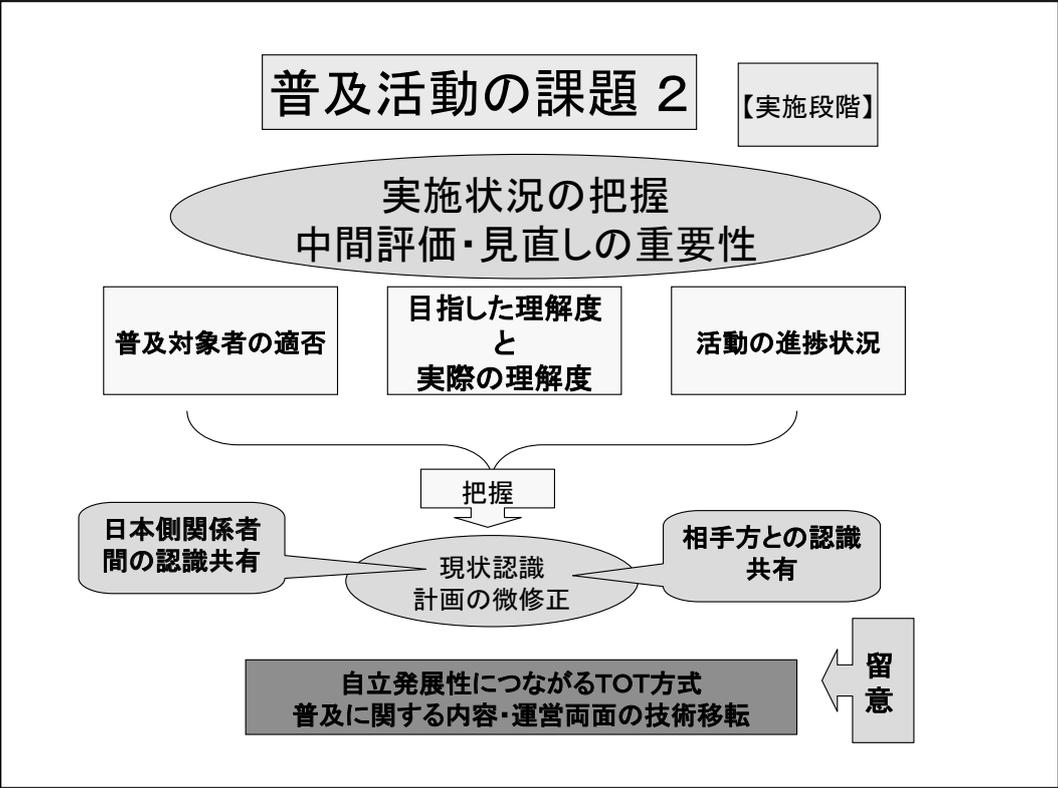
総合考慮

日本側関係者
間の認識共有

決定

相手方との
認識共有

実施方法についての関係者の認識共有



今後の課題(まとめ)

「普及」概念の共有：成果物の存在の広報
→中身の実務への定着・自立発展へ

相手国のニーズに合わせた普及戦略

「普及」段階の違いを踏まえた支援手法

「普及」のゴールに関する明確なビジョンと
それに必要な実施体制(日本側/CP側)の確立

「普及」に関する適切な評価

国内外
の広報



第9回 法整備支援連絡会

JICAの法整備支援分野における 成果物の普及に対する考え方

2008年1月18日

独立行政法人国際協力機構
国際協力専門員・弁護士 佐藤直史



本日のトピック

- 1 JICAの法整備支援
- 2 JICAプロジェクトにおける成果物
- 3 JICAプロジェクトにおける「普及」の考え方
- 4 JICAプロジェクトにおける成果物の「普及」に関する課題

JICAにおける法整備支援の定義

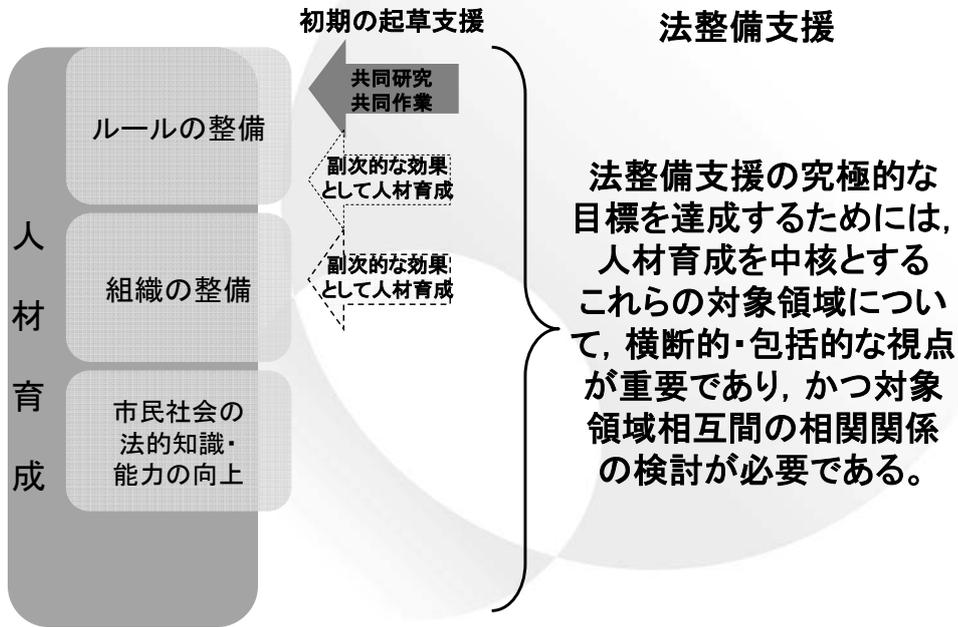
開発途上国における法の支配が確立されることを究極的な目標として、開発途上国が行う法制度・司法制度の整備のための諸努力を支援すること。

- ①具体的な法案起草，立法化促進の支援のみならず，
 ②法の執行・運用のための諸制度の整備，法を適用して紛争を解決するための諸制度の整備，③人々が法制度・司法制度にアクセスするための諸制度の整備に対する支援を含むものであり，④これらの整備を途上国が将来にわたり自立的に行いよう，これらに従事する法曹，法務関係者等の人材育成をその中核とするもの。

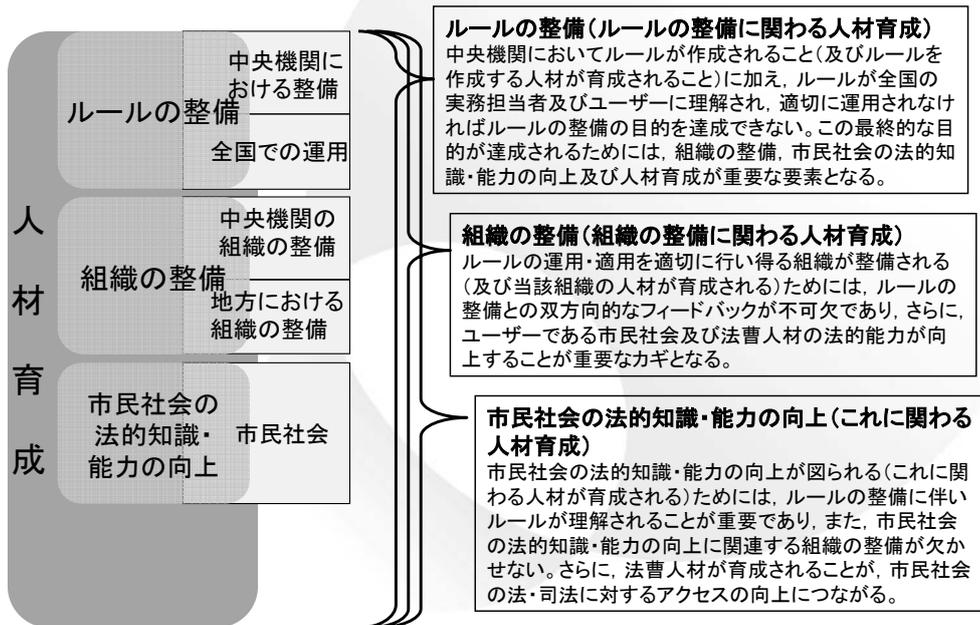
法整備支援の体系図

| | | | |
|------|---------------------------|---------------|------------------------------------|
| 法の支配 | ルールの整備 (人材育成) | 立法に関する調査 | 立法事実調査支援 外国法調査支援 |
| | | 法令の起草 | 民法起草支援 民事訴訟法起草支援 |
| | | 立法能力向上 | 起草能力向上支援 審査能力向上支援 |
| | 組織の整備 (人材育成) | 運用機関 | 運用マニュアル作成支援 職員的能力向上支援 |
| | | 紛争解決機関 | 組織機能向上支援 マニュアル作成支援 |
| | | 権利執行機関 | 組織機能向上支援 職員的能力向上支援 |
| | 市民社会の法的知識・能力の向上 (人材育成) | 知識の向上 | 広報支援 法学教育支援 |
| | | 司法へのアクセス | 簡易裁判手続支援 ADR支援 |
| | | アクセスのサポート | 法律扶助活動支援 弁護士会活動支援 |
| | 人材育成 | 法曹・法務関係者の能力向上 | 法曹の能力向上支援 法務関係者の能力向上支援 |
| | | 法曹・法務関係者の養成 | 法曹等の養成機関の運営能力支援 法曹等の養成機関の人材養成支援 |

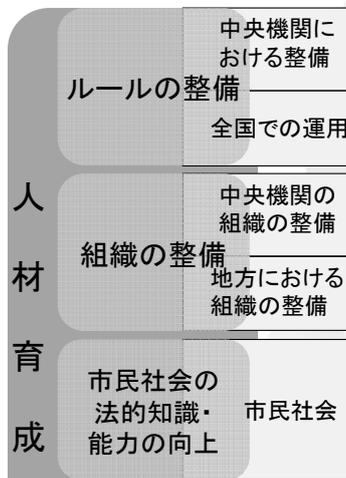
法整備支援の考え方(1/3)



法整備支援の考え方(2/3)



法整備支援の考え方(3/3)



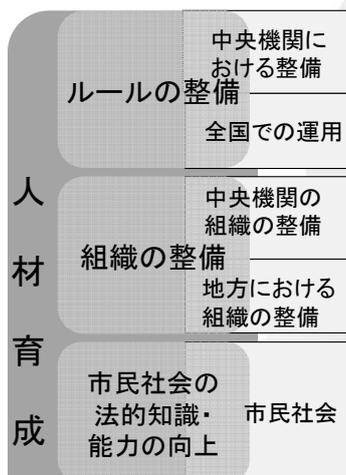
包括的な視点・相互関係の重視を前提として、プロジェクトとして何を協力内容とするか。

どの分野をどこまで支援するかは、対象国の状況等にかんがみ、検討する。

その際は、相手国のニーズ、相手国のキャパシティ、他ドナーの動向等の検討が必要。

事例検討—対象領域の相関関係(1/4)

カンボジアにおけるプロジェクト



← 司法省をC/Pとする起草支援(法整備I・II)
法整備支援III

← (司法省をC/Pとする新法研修・法整備III)

← (司法省の能力向上・法整備III)

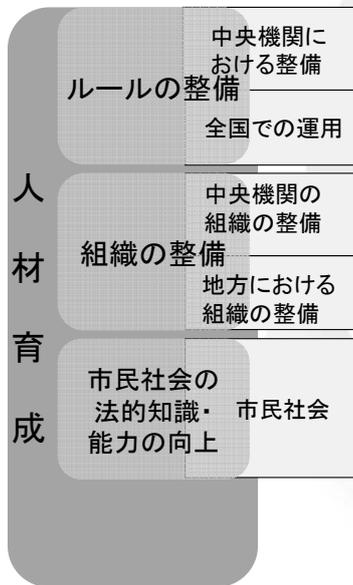
← 裁判官・検察官養成支援(RSJP)

← 裁判官・検察官継続研修支援(RSJP)

← 弁護士の養成支援(弁護士会)

jica 事例検討一対象領域の相関関係(2/4)

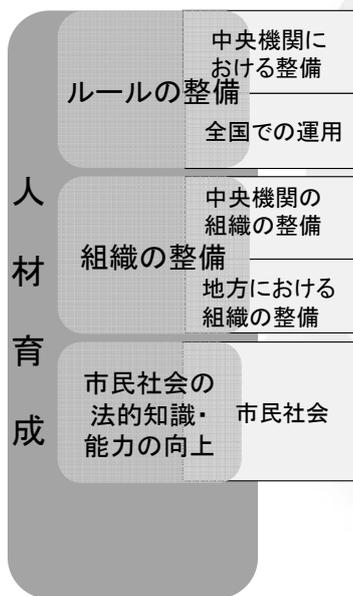
中国民訴法・仲裁法プロジェクト



← 全人代をC/Pとする起草支援

jica 事例検討一対象領域の相関関係(3/4)

ベトナム法・司法改革プロジェクト



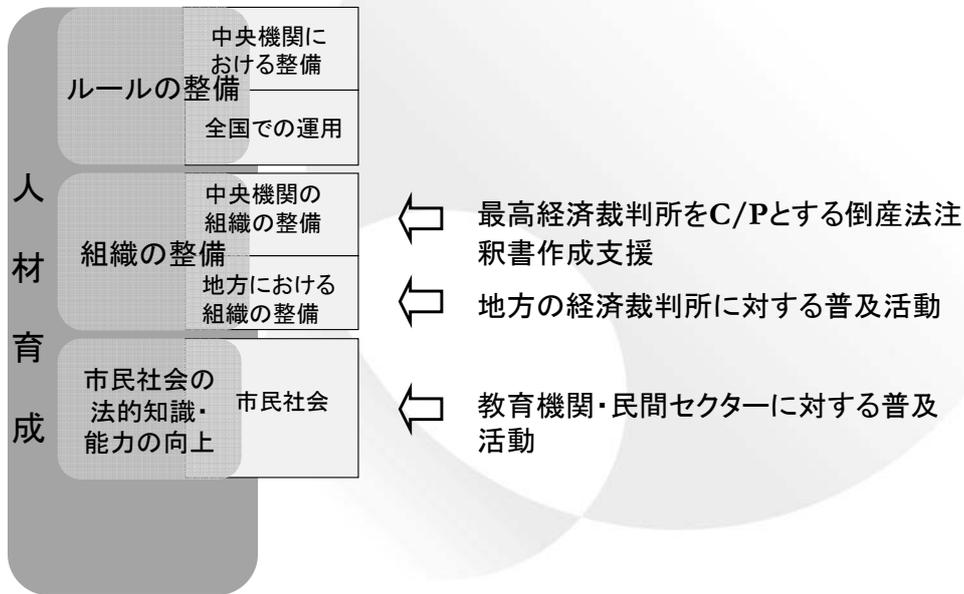
← 司法省をC/Pとする起草支援

← 最高人民裁判所の能力向上支援
 ← 最高人民検察院の能力向上支援
 ← (弁護士会の能力向上支援)
 ← バクニン省の人民裁判所との活動
 ← バクニン省の検察院との活動

← 法曹養成支援

jica 事例検討－対象領域の相関関係(4/4)

ウズベキスタン注釈書プロジェクト



jica 法整備支援－発展のプロセスとの関係(1/2)

ルールの整備のサイクル (単純化したもの)

1. ニーズ(立法事実)の認識
2. ルール(法令)の起草の準備
3. ルール(法令)の起草
4. ルールの法形式化(立法化等)
5. ルールの適用(運用)
6. 運用後の問題(立法の不備, 社会状況の変化, 新たなニーズ等)の認識
7. 運用後の問題に対応するためのルール(法令)の起草(改正)の準備
8. ルール(新たな法令, 法令の改正案等)の起草
9. ルールの法形式化(立法化等)
10. ルールの適用(運用)
- …以下, 同様のサイクルの繰り返し。

法整備支援が目指すものは、相手国がこのサイクルを自立的に回していけるようになること。

そのために、プロジェクトとして何を協力内容とするか。どの段階まで協力すれば自立的に回していけるようになるのか。

どこまで支援するかは、対象国の状況等にかんがみ、検討する。

その際は、相手国のニーズ、相手国のキャパシティ、他ドナーの動向等の検討が必要。

jica 法整備支援－発展のプロセスとの関係(2/2)

組織の整備(マニュアル, 注釈書等の作成)のサイクル(単純化したもの)

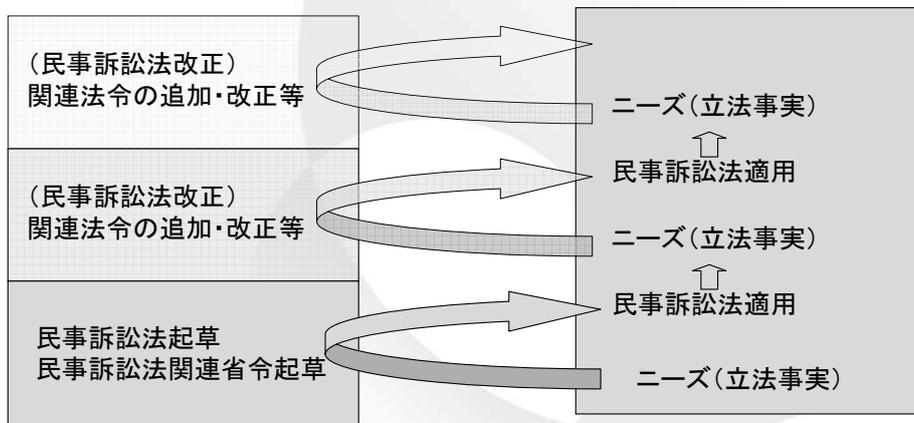
1. ニーズの認識
 2. マニュアル, 注釈書等の作成
 3. 利用
 4. 利用後の問題(マニュアル, 注釈書等の不備, 社会状況の変化, 新たなニーズ等)の認識
 5. 利用後の問題に対応するためのマニュアル, 注釈書等の改訂
 6. 改訂版の運用
 7. 利用後の問題(改訂版の不備, 社会状況の変化, 新たなニーズ等)の認識
- ・・・以下, 同様のサイクルの繰り返し。

相手国がこのサイクルを自立的に回していけるようになるために, プロジェクトとして何を協力内容とするか。どの段階までの協力をプロジェクトの内容とするか。

相手国のニーズ, 相手国のキャパシティ, 他ドナーの動向等を検討した上, どこまで支援するかを検討する。

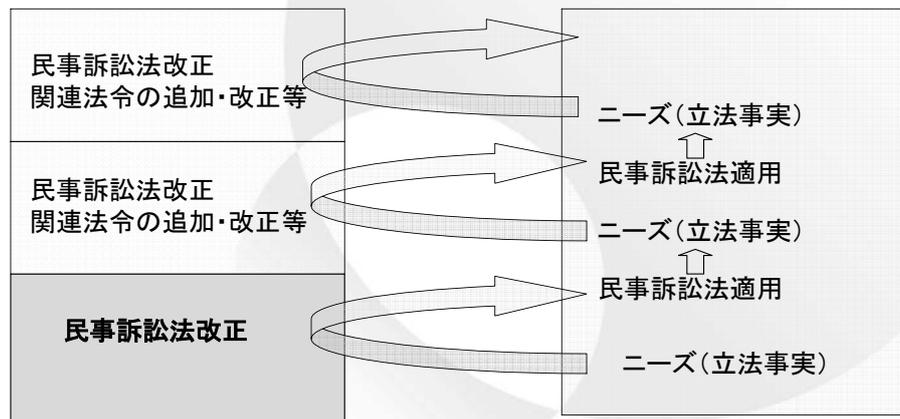
jica 事例検討－発展のプロセスとの関係(1/4)

カンボジア民事訴訟法



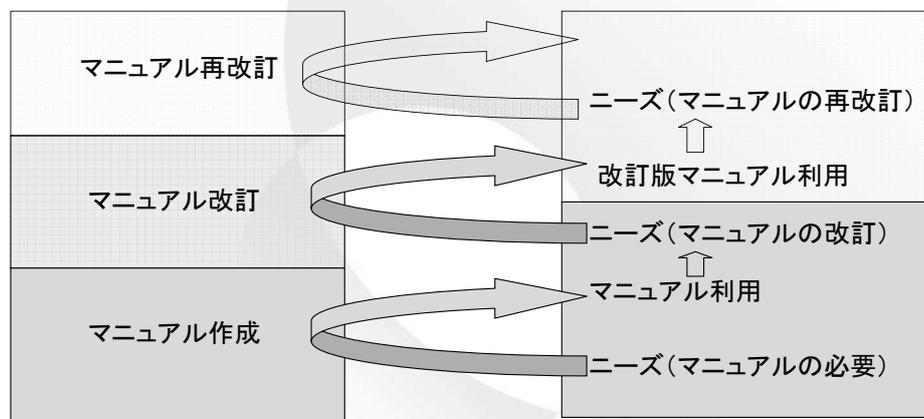
jica 事例検討－発展のプロセスとの関係(2/4)

中国民事訴訟法



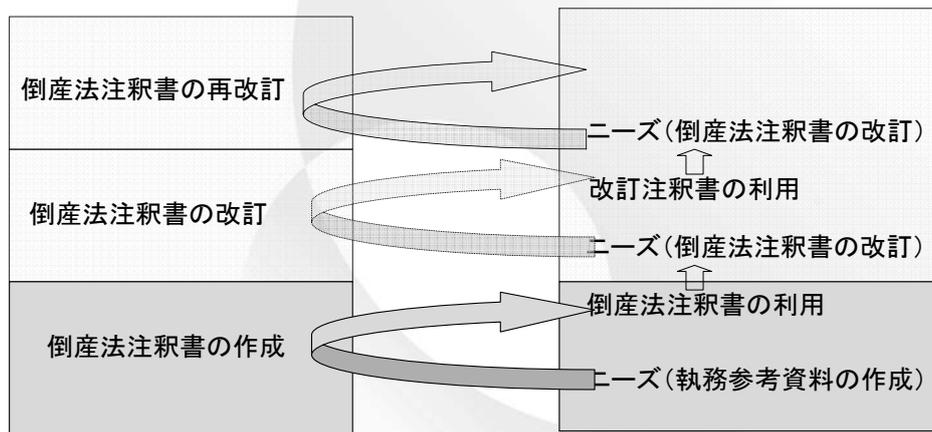
jica 事例検討－発展のプロセスとの関係(3/4)

ベトナム裁判実務改善



JICA 事例検討－発展のプロセスとの関係(4/4)

ウズベキスタン倒産法注釈書



JICA JICAプロジェクトにおける成果物

- JICAが行う法整備支援プロジェクトの成果物
個々のJICAプロジェクトは、プロジェクト目標の達成を目指して実施されるものであり、各プロジェクトにおいて成果物を作成する意義や、各プロジェクトにおいて成果物をどのように活用するかは、それぞれのプロジェクトの協力内容から切り離して考えることはできない。
- PDM上の「成果」と成果物
PDM上の「成果」＝プロジェクト目標達成のための手段
このPDM上の「成果」との関係では、成果物は、プロジェクトの協力内容により、成果物の作成が「成果」そのものである場合もあるし、成果物の作成が「成果」達成のための手段(ツール)である場合もある。
- PDM上の「成果」は、必ずしも「物」として形に残るものに限らない。
具体例: 法曹人材の研修体制の構築, 法令起草や人材育成のノウハウの蓄積, 理解の向上等

事例検討－成果と成果物(1/4)

| | 目標 | 成果 | 成果物 |
|--|--------------------------------|---|--|
| カンボジア 法制度整備 支援プロジェクト・ フェーズ2 (一部抜粋) | ・・・民事訴訟法の立法化を促進するための諸条件が整備される。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 立法化準備委員会委員に加え、立法化の各段階に関与する関係職員が、立法化プロセスを適切に管理し促進するのに十分な知識及び能力を身に付ける。 2. 力国立法・司法関係者の、両法案の法技術的内容に関する理解度が向上する。 3. 省略 4. 省略 5. 民事訴訟法関連の付属法令草案が完成する。 6. 省略 | 民事訴訟法 民事訴訟法逐条解説 民事訴訟法要説 強制執行法要説(仮称) 人事訴訟法の適用前までの解釈指針に関する省令 民事過料手続法案 執行官法案 人事訴訟法案 民事非訴訟事件手続法案 裁判上の寄託の手続に関する省令案 |

事例検討－成果と成果物(2/4)

| | 目標 | 成果 | 成果物 |
|-------------------------------|--|--|-----------------|
| 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト (一部抜粋) | 日本を含む国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備が促進される。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 民事訴訟法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。 2. 省略 | 改正民事訴訟法案 |

事例検討－成果と成果物(3/4)

| | 目標 | 成果 | 成果物 |
|--|--|---|----------------------|
| ベトナム 法整備支 援フェー ズⅢ (一部) | 質の高い法曹を育成できる体制が整備される。 | 1. 省略 2. 判決様式が標準化される。 3. 省略 | 判決書マニュアル |
| ベトナム 法・司法 改革支援 プロジェクト (一部) | パイロット地区…において、司法機関の業務及び法曹の能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関…が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関…の実務を支援する体制を改善し、それらの地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。 | 1.パイロット地区…における地方司法機関及び法曹の裁判実務の能力が改善され、パイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。 2.成果1の活動により得られた教訓と考え方をもち、中央司法機関…の地方司法機関…に対する監督及び(あるいは)指導、支援に関する制度的能力が向上する。 3.省略 4.省略 | 上記成果物の活用 上記成果物の改訂 |

事例検討－成果と成果物(4/4)

| | 目標 | 成果 | 成果物 |
|---------------------|---|---|--------|
| ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト | 倒産関連法を効果的かつ統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う。 | 1.実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される。 2. 倒産法注釈書が経済裁判所等に備え付けられている。 3. 省略 4. 注釈書作成作業のノウハウが蓄積されている。 | 倒産法注釈書 |

JICAプロジェクトにおける「普及」の考え方(1/2)

成果物の「普及」がプロジェクトの協力内容に含まれる場合と協力内容に含まれない場合がある。
プロジェクトとしてどの範囲でどの段階まで協力を行うか、相手国の状況に合わせ、プロジェクトの協力内容を設定する。

成果物の性質に応じ、「普及」の対象者、「普及」の方法は異なる。
C/Pのみならず最終的な裨益者は誰かを検討する。
どの範囲の人にどの程度のアクセス・共有・理解が必要なのかを検討する。

プロジェクトの協力内容に応じ、PDM上の「成果」(「物」に限らない。例えばノウハウ等。)は、プロジェクト目標(又は上位目標)達成のために、C/Pを含む関係者間で共有されなければならない。

JICAプロジェクトにおける「普及」の考え方(2/2)

プロジェクト目標達成のために(PDM上の「成果」達成のために)
プロジェクトの活動として「普及」を行う場合
ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト
プロジェクト目標－成果－成果物

プロジェクトの活動として「普及」を行わない場合
中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト
プロジェクト目標－成果－成果物

ただし、プロジェクトの活動として「普及」を行わない場合であっても、成果物(又は「物」に限らないPDM上の「成果」)が、その性質上、「普及」されなければ、最終的に目指すべきことを達成できないものである場合には、成果物(又は「物」に限らないPDM上の「成果」)の最終的な裨益者を念頭に置き、そこに至る「普及」を想定してプロジェクトの計画を立てることが重要である。



JICAプロジェクトにおける 成果物の「普及」に関する課題(1/3)

案件形成に当たり重要な事項

- ・ 相手国の現状の把握。
- ・ 日本側と相手国のプロジェクト関係者間で、以下の認識を明確に共有する。

①プロジェクトの活動として「普及」を行う場合
プロジェクト目標達成(PDM上の「成果」達成)のために必要な「普及」とはどのようなものか(どのような対象者に、どのような程度まで活動を行うか。)

日本側と相手国側の双方の役割。

C/P以外の裨益者(市民社会、法曹関係者等)に対する「普及」を行うか否か、行うとしてどのように行うか。

②プロジェクトの活動として「普及」を行わない場合

「普及」の必要性・重要性についての理解。

相手国側が、どの範囲の対象者にどのような「普及」を行うか(プロジェクト期間内又はプロジェクト期間終了後において。)



JICAプロジェクトにおける 成果物の「普及」に関する課題(2/3)

プロジェクト実施上重要な事項(プロジェクトの活動として「普及」を行う場合)

- ・ 成果物の作成と「普及」は同時並行的に検討する(成果物作成に当たって「普及」を視野に入れる。また「普及」活動からのフィードバックもあり得る)。
- ・ 活動計画に柔軟性を持たせ、状況に応じて「普及」に関するプロジェクトの活動内容を変更する。

終了時において重要な事項(いずれの場合にも)

- ・ 相手国側と成果物の「普及」について認識を再確認し、プロジェクト終了後において、どのような対象者にどのような「普及」を行うことが必要かについて協議し、プロジェクト終了後の「普及」の道筋を立てる。



JICAプロジェクトにおける 成果物の「普及」に関する課題(3/3)

JICAのアプローチ上重要な事項

成果物の「普及」は、各国の状況を踏まえたプロジェクトの協力内容との関係で検討する必要がある。

プロジェクトの協力内容を検討する上で、以下の点が重要である。

- ・法整備支援の対象領域と相互関係の検討。
- ・発展のプロセスの中で相手国の自立的発展のために協力すべき範囲の検討。



ご清聴有難うございました。

アジアを中心とした制度インフラ整備について

経済産業省
貿易経済協力局
通商金融・経済協力課
三浦 朱美

2008年1月

目次

1. アジアの成長基盤整備
2. 制度インフラ整備
3. 経済産業分野における取組
 - 知的財産
 - その他経済法
 - アジア標準

1. アジアの成長基盤整備

- 東アジアの開発途上国の成長とともに我が国の成長を図る「東アジア経済圏」を創出するため、経済連携協定(EPA)等による通商交渉を通じた制度整備とともに、日本の経験や知恵を最大限いかしつアジアの成長基盤を整備する(アジア規模での事業展開を促進する貿易投資環境整備)という観点が重要。

○「経済成長戦略大綱」2007年6月改訂

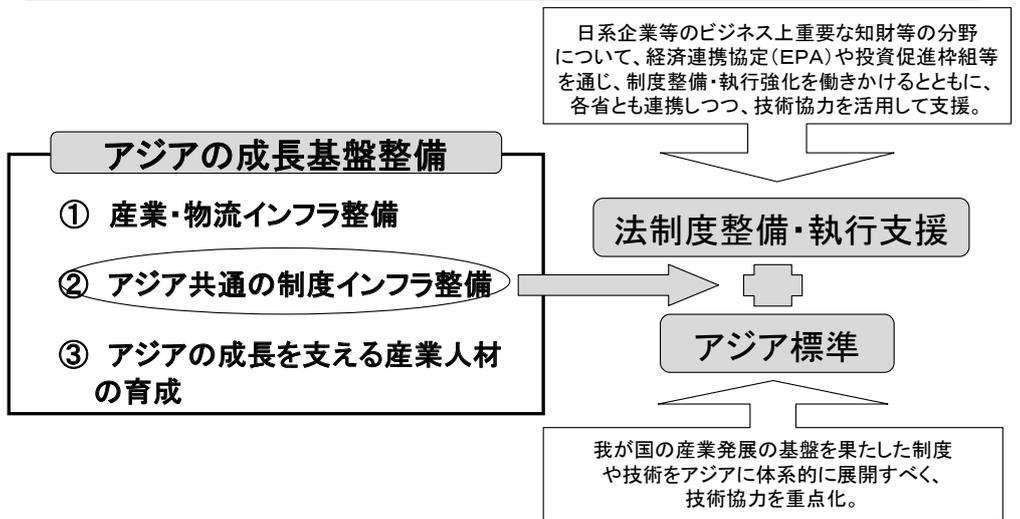
2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み

(1) ⑤日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備

「東アジアワイドの経済活動を支える制度構築、産業インフラ整備を日本の経験や知恵を最大限いかしつ、重点化を図りながら、効果的・効率的に進める。具体的には、中小企業診断士、情報処理技術者試験、公害防止管理者や環境管理規格・手法など、日本で産業発展の基盤を果たした技術や制度をいわば「アジア標準」として展開する。また、民事訴訟法・民事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制など、東アジア諸国の産業発展の基盤となるとともに日本企業の事業活動の円滑化に資する法制度の整備・運用を支援する。」

1. アジアの成長基盤整備

- アジアの成長基盤整備の観点から、経済産業省としては①産業・物流インフラ整備(ハードインフラ整備)、②アジア共通の制度インフラ整備、③アジアの成長を支える産業人材の育成を実施。
- このうち、技術協力による「制度インフラ整備」として、従来からの取組である重点5分野(知的財産権の保護、基準認証の制度整備・共通化、物流の効率化、環境・省エネ、産業人材育成)の中でも特に重点的に推進すべきものとして「アジア標準」の推進に取り組む他、知的財産分野など経済法分野での支援にも取り組んでいるところ。

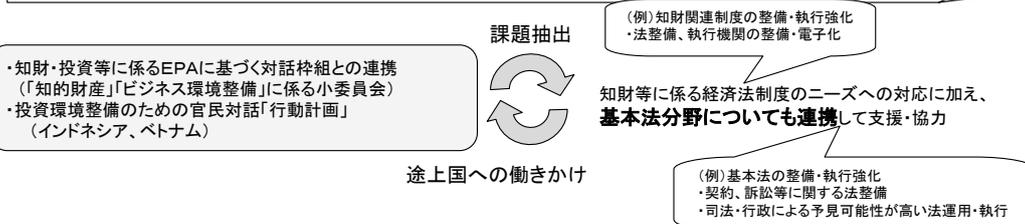


2. 制度インフラ整備

- ・ 現地企業等のビジネス環境改善を図る観点から、アジア諸国において制度インフラ整備を支援する。
- ・ 特に、我が国の産業発展の基盤となった優れた制度・技術についてアジア大での展開を図る。(アジア標準)

1. ODAを活用した法制度整備・執行強化への支援

我が国経済界のニーズを踏まえた重点分野について、**経済連携協定(EPA)や二国間投資促進枠組等を通じて制度インフラの整備・執行強化を働きかけるとともに、各省連携の下で技術協力を活用した支援を重点的に行っていく。**



2. 我が国の優れた制度・技術のアジア展開(「アジア標準」化)

我が国の産業発展の基盤を果たした制度や技術をアジアに体系的に展開すべく、技術協力を重点化する。一部の国で**制度構築に成功したモデル(中小企業診断士、公害防止管理者制度、情報処理技術者制度)**を各国に展開していくとともに、物流分野、リサイクル分野等新たに「アジア標準」化に取り組むべき分野を選定して重点的に取り組む。

3. 経済産業分野における取組み ～知的財産

- ・ 経済産業省(特許庁を含む)では知的財産分野のうち主に産業財産権(特許、商標等)に関する執行面を支援。
- ・ 日本との経済関係の深さ、市場・生産拠点としてのポテンシャルの高さ等から中国・ASEANを主な対象地域とし、模倣品・海賊版対策等、貿易投資環境整備の観点からも重視の上、実施。
- ・ JICA、WIPO等を通じた知財庁の審査能力やIT化・情報提供機能等に関する支援、知的財産権侵害に関する裁判所・警察等への研修やJETRO、AOTS等を活用した民間団体への専門家派遣等を実施。
- ・ WTO・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)等への対応で一定の進捗がある国が多いという背景等もあり、法整備よりも、模倣品・海賊版取締、特許審査等に関する執行面の支援が中心。

知的財産分野の取組みの例

<知財庁の審査能力やIT化・情報提供機能等に関する支援>

・知財庁能力向上のための受入研修、専門家派遣、セミナー
 ・特許関連事務処理システム整備、電子図書館等IT化・情報提供機能強化支援
 プロジェクト例: JICAインドネシア工業所有権行政改善プロジェクト(2005~2009)、JICAマレーシア知的財産権行政官能力向上(FY2007~2009)、ベトナム知的財産権情報活用プロジェクト(FY2004~2008)、JICA中国知的財産権保護(2005~2010)、WIPO専門家派遣、WIPO及び特許特別会計知的財産権長期研修等
 実施機関: JICA、WIPO等

<税関職員・警察・裁判官等への知財侵害取締支援>

・税関職員・警察・裁判官等向けに対応方法等指導
 プロジェクト例: JICAインドネシア執行官研修、WIPO研修執行コース 等
 実施機関: JICA、WIPO、JETRO等

<知財に関連する民間研修・専門家派遣(弁理士、法曹、民間団体等)>

・業界団体への知的財産権取扱能力向上支援 等
 プロジェクト例: タイ工業連盟知的財産権強化活動支援事業(FY2006~2008)、ベトナム知財民間団体機能強化支援(FY2003~2008)等
 実施機関: JETRO、AOTS等

(参考) JICA: (独)国際協力機構
 AOTS: (財)海外技術者研修協会
 JETRO: (独)日本貿易振興機構
 WIPO: 世界知的所有権機関

3. 経済産業分野における取組み ～その他経済法

- その他、経済産業分野の支援として、日本と関係の深いアジアを対象に、運用等に関する途上国側のニーズや日系企業の裨益等を踏まえ、JICAによる競争法運用に関する支援やAOTSによる研修を実施。
- 中国には、独占禁止法、会社法、市場流通法等の経済法制整備支援プロジェクトが実施されており、当省は市場流通法分野での研修を実施。

その他経済法分野の取組みの例

<ベトナム競争法施行に係るキャパシティビルディング>

・広報ツールの開発支援、執行ガイドライン、審査手続策定、運用に関する技術提供のためのセミナー等を実施。
実施機関: JICA 実施年度: 平成17年度～平成18年度

<タイ取引競争法の運用に係るキャパシティビルディング>

・公正取引委員会職員派遣、受入研修、ガイドライン策定支援、審査手続改善等を実施。
実施機関: JICA 実施年度: 平成16年度～平成17年度

<中国経済法・企業法整備プロジェクト>

・公司法(会社法)に対する改正支援(大学教授を中心とした専門家派遣)
・独占禁止法に対する起草支援(公取による専門家派遣・本邦研修)
・市場流通法に対する支援(大店舗小売業に対する規制変遷等について経済産業省による研修)
実施機関: JICA 実施年度: 平成14年度～平成19年度

<アジア事業競争環境整備研修>

・アジアにおける法曹、学会等の競争法を含むビジネス法の関係者に対して、講義等を実施。
対象国: 中国、ASEAN等 実施機関: AOTS 実施年度: 平成17年度、平成18年度
※平成19年度は「東アジア国際競争法研修コース」を予定。

<国際商事仲裁途上国支援研修>

・アジア域内の法曹、学会等の国際仲裁に関する専門家に対して、日本等の商事仲裁制度に関連した講義等を実施。
対象国: 中国、ASEAN等 実施機関: AOTS 実施年度: 平成18年度

<企業統治制度研修>

・アジア域内の法曹、学界等の企業統治制度に関する専門家に対して、日本等の企業統治制度および実務に関連した講義等を実施。
対象国: 中国・ASEAN等 実施機関: AOTS 実施年度: 平成19年度

3. 経済産業分野における取組み ～「アジア標準」

- 我が国の産業発展の基盤を果たした制度や技術をアジアに体系的に展開すべく、技術協力を重点化。一部の国で制度構築に成功したモデル(中小企業診断士、公害防止管理者制度、情報処理振興技術者制度)を各国に展開していくとともに、新たに「アジア標準」として取り組むべき分野を選定して重点的に取り組む。
- 具体的には、アジア標準として7制度・システムを選定。(経済産業技術協力研究会報告書:平成19年7月)

○アジア標準として7制度・システムを選定→東アジア諸国へ展開

<Aタイプ: グローバルな課題等への対応のための環境・省エネ、消費者安全を中心とした制度・システム>

- ①エネルギー管理士、省エネ基準等
- ②公害防止管理者制度
- ③環境配慮設計・製造に係る制度(LCA等)、公害防止技術及び環境影響評価手法
- ④3R(廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化)法制度・規格整備、リサイクル技術、インフラ整備関連
- ⑤化学品安全情報管理

<Bタイプ: 生産・流通ネットワークの整備・効率化のために必要な制度・システム>

- ⑥中小企業経営基盤強化に係る制度(中小企業診断士制度等)
- ⑦情報処理技術者試験、スキル標準

3. 経済産業分野における取組み ～「アジア標準」

1. 中小企業診断士制度

中小企業の活力の向上に必要な経営診断のプロを生み出すため、日本の「中小企業診断士制度」と同等の資格制度の構築を支援。

「SHINDANSHI（診断士）」という日本語は、今やタイの経済界でも広く知られている。

- タイにおいて、1999年からの協力を通じ、約400名の中小企業診断士補を輩出し、4年間で1千社を超える診断を実施。また、タイ自らも診断士研修コースを運営開始。
- インドネシア、フィリピンでも普及に着手。

2. 公害防止管理者制度

産業公害問題を克服した我が国の経験・ノウハウを海外に移転するため、日本の「公害防止管理者制度」と同等の資格制度の構築を支援。

- タイにおいて、2000年からの協力を通じ、水質、大気、廃棄物分野の公害防止管理者の資格制度を構築し、1千名を超える管理者を輩出。インドネシアでも昨年より国家試験を開始。
- フィリピン、ベトナムでも普及に着手。

3. 情報処理技術者試験

アジアにおいて優秀なIT人材を育成するため、我が国が40年近い伝統を有する情報処理技術者試験の経験・ノウハウを活かし、アジア各国に対し同試験制度の構築を支援。

- 2001年からアジア各国（フィリピン・ベトナム、タイ、ミャンマー、マレーシア）に同試験制度を導入。
- 現地試験実施機関等への協力を通じ、上記5カ国で年間約400人の資格保有者を輩出。
- 合格者増への取組、アジアの他地域への普及に着手